

厚生年金基金
年金支給繰下げ開始届

厚生年金基金理事長 殿

平成 年 月 日 提出

年金支給の繰下げを行いますのでお届けします。なお、国の老齢厚生年金の支給繰下げも併せて行うため、国の老齢厚生年金の裁定請求は行っていません。

① 受給権者 氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	② 印		③ 性別	男 ・ 女	④ 生年 月日	昭和 ・ 平成	年	月	日
⑤ 厚生年金基金 年金証書番号 <small>※年金証書番号が</small>		⑥ 厚生年金基金 加入員番号				⑦ 基礎年金 番号					
⑧ 繰下げ開始 年月日	平成	年	月	日	⑨ 最後に加入員として所属していた (加入員の方は現在の)事業所名	(事業所番号)					
⑩ 住所	住所の郵便番号	(フリガナ)									
	<input type="text"/>		TEL ()								
⑪ 添付書類	1. 厚生年金基金の加入員証 2. 既に年金証書が交付されている方は厚生年金基金の年金証書										

基金使用欄					
処理年月日	常務理事	事務長	課長	主任	係
年 月 日					

受付日付印

【留意事項】

- この申出書は基金年金給付の「支給繰下げ」を開始する場合に必要な申出書です。
- 「国の老齢厚生年金の支給繰下げ」を行っている方(国の老齢厚生年金の裁定請求を行っていない方)のみが「基金の支給繰下げ」が可能です。「国の老齢厚生年金の支給繰下げ」を行っていない方は「基金の支給繰下げ」は出来ません。
- 「⑤厚生年金基金 年金証書番号」・「⑥厚生年金基金 加入員番号」の欄について基金よりお渡ししている年金証書又は加入員証により記入してください。
- 「⑦基礎年金番号」の欄について基礎年金番号通知書又は年金手帳(厚生年金保険被保険者証)により記入してください。
- 「⑧繰下げ開始年月日」の欄について「繰下げ開始年月日」は、国の老齢厚生年金の受給権発生日となります。国の老齢厚生年金の受給権は、厚生年金保険の被保険者期間が1ヶ月以上ある者が、次のいずれの要件も満たしたときに発生しますので、通常は「65歳の誕生日の前日」となります。
・保険料納付済期間(保険料免除期間も含む)が25年以上であること
・65歳以上であること
- 繰下げを行った国の老齢厚生年金の受け取りを開始する場合(支給繰下げを終了する場合)は、国の手続を行った後に基金に「厚生年金基金支給繰下げ終了届」をご提出ください。
- 年金支給繰下げ開始届の提出後に、国の老齢厚生年金の受給権取得日に遡って国の老齢厚生年金の裁定請求を実施する場合(支給繰下げを取消しする場合)は、国の手続を行った後に基金に「厚生年金基金支給繰下げ取消届」をご提出ください。